

長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(改訂版)

長野県出資等外郭団体 「改革基本方針」 (改訂版)

平成20年(2008年)1月18日

長野県

目 次

1 . 改革の必要性	2
2 . 外郭団体見直しの経過	2
3 . 「改革基本方針」の基本的な考え方	
(1) 対象団体	3
(2) 「改革基本方針」の位置づけ	4
(3) 改革の基本的な考え方	4
(4) 期限を明確にした取り組み	6
(5) 団体の債権・債務の取り扱い	6
4 . 個別団体の改革方針	
(1) 方針一覧	7
(2) 個別団体ごとの方針	9
5 . 改革実施にあたっての留意点	
(1) 着実な改革の推進及び的確な評価と不断の見直しのための仕組み作り	52
(2) 経営改善のために検討すべき事項	52
(3) 適切な手法、程度による県の関与の実施	53
(4) 指定管理者制度に対する県の考え方の再整理	53
(5) 公益法人制度改革への対応	54
(6) プロパー職員の処遇	54
(7) 市町村、関係団体との協調の必要性	55

【資料】

行政機構審議会からの答申(平成19年11月2日)

(答申の添付資料)改革状況検証シート(県職員の派遣状況、県からの支出状況を含む。)

この「改革基本方針(改訂版)」は、平成16年6月に策定した「改革基本方針」を、社会情勢の変化があったこと等から検証し、平成20年1月に改訂したものです。

1. 改革の必要性

県出資等外郭団体は、県がその時代ごとの社会的・経済的な需要に対応するにあたって、県本体が事業を実施するよりも外部組織に委ねた方がより効率・柔軟・機動的であるなどの判断から設立され、県と一体的に事業を展開し、あるいは県の補完的役割を果たしてきました。

しかしながら、社会経済情勢の変化に伴い、その設立目的であった事業自体が現在では必ずしも必要とされていないケースや、他の外郭団体の類似事業と統合して行った方が事業の効果的・効率的な実施の見込まれるケース、さらには、民間企業・非営利団体(NPO等)など公的サービスの担い手の多様化により、外郭団体による事業実施の必要性が薄れているケースが見られます。

また、外郭団体への県による過度な関与により、団体の自立的な運営や事業実施における効率性が阻害されているケースも見られます。

外郭団体のあり方及び事業内容については、独立した経営体としての団体自身による不断の見直しが必要なのはもちろんですが、時代の変化に伴い、県自身が担うべき役割の見直しが求められている中で、県の行財政運営と密接な関係を有する外郭団体についても、効率的・効果的な行政サービスの実施、さらには県民益の極大化の観点から、県として、そのあり方や県の関わり方等について根本的な改革を行うことが必要となっています。

2. 外郭団体見直しの経過

本県の外郭団体の見直しについては、近年、以下のような経過で行ってきました。

(1) 第1期(平成14年～平成18年)

平成14年7月8日	県から長野県行政機構審議会に、「外郭団体の見直し」も含めた県の行政機構のあり方について諮問
平成15年2月10日～	「県出資等外郭団体見直し専門委員会」(小倉昌男委員長)が外郭団体ごとの統廃合等に関する方針について審議
平成15年12月26日	専門委員会が報告書を決定
平成16年2月2日	平成16年1月21日に行政機構審議会承認され、同年2月2日、県に答申
平成16年6月10日	県としての「改革基本方針」を策定・公表(54団体)
平成16年9月21日	「改革実施プラン」を策定・公表(廃止予定の6団体及び施設運営上の課題を有する1団体)

(2) 第2期(平成19年~)

平成19年3月15日	県から長野県行政機構審議会に、「外郭団体のあり方」について諮問 平成16年の方針策定から3年経過し、社会情勢の変化、法制度の改正等状況に変化があったことから、検証を求めたもの。
平成19年3月28日~	「外郭団体見直し検証専門部会」(市川衛部会長)が外郭団体ごとの改革の進捗状況を検証
平成19年9月18日	専門部会が報告書を決定
平成19年11月2日	平成19年10月22日に行政機構審議会で承認され、同年11月2日、県に答申
平成20年1月18日	県としての「改革基本方針」(改訂版)を決定・公表

3. 「改革基本方針」の基本的な考え方

(1) 対象団体

この方針は、次の考え方により45団体を対象とします。

<p>県が出資・出捐をしているすべての団体を原則として対象にする。 次のものは対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法上の監査権限が無い県出資比率25%未満の団体のうち、民間放送局など民間が設立・運営の主体となっているもの 設立後に職員の派遣や県からの財政支出が無いもの ・ 全国規模の団体など事業活動が県域を越えるもの ・ 別途審議会を設けているもの(現在該当なし) <p>未出資団体であっても、職員の派遣、反復・継続的な財政支出など県行政と密接な関係を有する団体は対象に含める。</p>
--

(参考) 平成16年策定の基本方針(54団体を対象)との対象団体の追加及び削除

追 加 (1団体)	削 除 (10団体)
<p>しなの鉄道(株) (除外理由としていた別途の審議会が廃止されたため)</p>	<p>(財)長野県建設技能振興基金 (社)長野県地域開発公団 (財)長野県勤労者福祉事業団 (財)長野県公園公社 (社)長野県高圧ガス保安公社 (財)長野県漁業信用基金協会 (財)長野県学生寮 (社)長野県生乳検査協会 (以上8団体は、廃止されたため)</p>

	浅間高原観光開発(株)(民間に移譲されたため) (財)信州医学振興会(設立後に職員の派遣や県からの財政支出が無いことから、平成16年の方針の中で、今後は県の外郭団体として扱わないこととしているため)
--	--

(2)「改革基本方針」の位置づけ

この方針は、外郭団体の改革を実施していくにあたって、団体や他の出資者等に県の考え方や改革の必要性を認識していただき、理解を得ながら共に取り組んでいくうえで、基本姿勢を示すものです。

平成16年に基本方針を策定した後、3年間の経過し、改革が進捗していること、及び社会経済情勢の変化など外郭団体を取り巻く状況に変化が生じていることから、今回、行政機構審議会の答申を受けて、基本方針を全面的に改訂しました。

また、平成16年に7団体について策定した改革実施プランについては、7団体のうち3団体が既に廃止され、他の4団体についても今回大幅に基本方針を見直していることから、廃止することとします。ただし、厳しい経営状況にあるなど重要な課題を抱えた団体については、個別に経営改善計画を策定し、計画に基づいた実行、評価、検証をしていくこととします。

県の出資がない団体に対しても、県職員の派遣・非常勤役員への就任や補助金の交付など県の関与する範囲内において、県としてのスタンスを示し、さらには、これらの団体の将来の方向性などについて、県として「助言」や「提言」「提案」を行っていきます。

(3)改革の基本的な考え方

外郭団体の改革を実施していくためには、県と外郭団体の仕事とコストをトータルで見、県民の負担を最小限にしながら必要な施策に取り組みことが求められます。改革の実施にあたっての県の基本的な考え方は次のとおりです。

業務の必要性

各団体が行っている業務は、団体の設立時には必要性があってその団体の業務として位置づけられたものです。しかし、社会経済情勢の変化に伴い、団体の設立目的であった事業自体が現在では必ずしも必要とされていないケースについては、当該事業さらには団体の廃止を求めていきます。

団体が行っている業務が公的な役割を担っている場合には、その役割に応じて、県としても応分の責任を果たしていく必要があります。団体が県とは別個の法人格を持つ主体であることから直ちに県関与を廃止、縮減するのではなく、県が団体の公的役割に責任を持つべきかどうかを判断していきます。

もともと、県の施策方針により業務を行っている、又は県の政策変更等によって新たな業務を行うこととなった団体や、民間企業、市町村、個人等の参加・協力を得て公的な事業を行っている団体については、県としても責任を果たすべく、必要な範囲で県の

支援を行っていきます。

業務の効率性

県の補完的業務を行っている団体については、団体の事業実施状況だけを見て当該団体の必要性等を判断するのではなく、県と団体をトータル(連結ベース)で見えて団体のあり方を考えます。団体で事業を行ったり、又は団体の制度的機能を活用して事業を行った方が、県全体としてみてコストや迅速性などから有利である団体については、団体運営にかかるコストの削減等の見直しを行いながら、団体は存続、又は県支援を継続していきます。

単独の外郭団体では事業の効率的な実施を図ることが難しくなっているケースについては、他の類似団体への統合を求めていきます。

外郭団体で実施することの当否

外郭団体の行っている事業を他の公益を担う主体(NPO、民間企業)でも担いうるケースについては、特定の外郭団体のみへの人的・財政的関与は、これら他の公益を担う主体との平等な競争などを阻害する要因になります。これらを見直すとともに、多様な主体が参入することにより、創意・工夫をし、刺激しあって競争する中で、県民がニーズに応じたサービスを選択できるような仕組みを実現する必要があります。県は単に形式的に参入を可能にするだけでなく、実質的に参入障壁を除いていきます。

また、県が直接実施するほうが、よりよい成果につながったり効率的であったりする事業を外郭団体が実施しているケースについては、事業内容を精査したうえで、県による直接実施を検討します。

県の関与の当否

外郭団体への県による過度な関与により、団体の自立的な運営や事業実施における効率性が阻害されているケースについては、県職員等による団体のマネジメント層への人的関与を見直します。これにより、各団体のプロパー職員が能力をより発揮でき、自律性と責任をもって日々の業務に邁進できる環境を整えます。

人的関与の見直しに当たっては、団体の職員体制整備やプロパー職員の管理職育成、財政基盤の整備等のスケジュールを考慮し、必要な期間、範囲で県の支援を継続しながら、適切な時期に見直しを実施します。

公の施設の指定管理者になっている団体や県から業務委託を受けて県の業務の一部を担っている団体については、将来見通しも含め民間企業等も参入できる業務を行っている団体と言えます。こうした団体については、職員の派遣等団体の運営に対する県の直接的関与は原則として廃止していきます。

国等への働きかけ

法律等必要な制度が整備されていない、手続き上の支障がある、といった課題がある場合には、現実の法制度等は、全国的な状況、当該行政分野をめぐる様々な仕組みとの整合性なども考慮されて構築されていることも考慮し、まずは現行の法制度等を前提として、実施可能な事業の転換、縮小、コスト削減等の見直しを行っていきます。

国の規制等によって県民益をもたらす改革が阻害されている場合は、自ら実施可能な改革を進めていくと同時に、他県などとも連携し、国に制度改革等を求めていきます。

なお、今後、法制度等が改正された場合には、団体をめぐる前提条件が変化することから、改めて方針を再検討します。

(4) 期限を明確にした取り組み

この方針では、各団体において取り組む改革の期限を、できる限り明確に示すことに努めています。団体の運営上、将来における様々な不確定要素がありますが、それでもなお、期限を明確に定めて、その期限内に必要な改革を実施するという強い意志を持って取り組むことが重要であり、そういった取り組みなしに困難を伴う改革は実施できません。

また、状況変化に応じて期限どおりに実施できない場合には、実施できないこと及びその理由を明らかにした上で対応策を立て直し、それを公にすることが、県行政及び公的役割を担う団体の透明性を確保する上で必要なことから、必要が生じたつど 5(1)に記載の手続きにより方針の変更をしていくこととします。

(5) 団体の債権・債務の取り扱い

多額の負債等を抱える団体を廃止する場合、その負債等の繰り上げ償還や、県が財政負担を行うケースも考えられます。このようなことから、多額の負債を抱える団体の廃止時期については、県財政に与える影響なども十分勘案し、県の行財政改革プランとも連動させながら実施していきます。

外郭団体を廃止するに際して、廃止時に何らかの債権・債務が残る場合には、他の出資・出捐者とも協議のうえで、県自らが当該債権・債務を引き継ぐことも含めた検討を行うなど、当該団体の債権・債務の取り扱いについても県が責任を持って対処します。

長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(改訂版)

4. 個別団体の改革方針

(1) 方針一覧

団 体 名	改革基本方針(改訂版)	(参考)平成16年策定の改革基本方針
01 (財)長野県消防協会	必要な県関与の継続	県関与の見直し (県と市町村及び団体との役割分担の明確化)
02 (特)長野県土地開発公社	事業の縮小(機能は存続) (公社の機能・制度の活用が有利な事業に限定して実施し、プロパ ー職員ゼロの組織・人員体制とする。)	団体の廃止 (県等への保有土地の引き渡し が終了した時点において) (先行取得事業の県直営化)
03 しなの鉄道(株)	事業推進に対して積極的に支援	(方針の対象外)
04 松本空港ターミナルビル(株)	県関与の見直し (筆頭株主として県が事業活性化の責任を果たしたうえで、将来的には県 の関与を見直す)	県関与の見直し (筆頭株主として県が事業活性化の責任 を果たしたうえで、将来的には 県の関与を見直す)
05 (財)長野県国際交流推進協会	民間主導の団体として運営	県の人的関与を廃止し、民間主導 の団体へ
06 (財)長野県長寿社会開発センター	必要な県関与の継続	県関与の抜本的な見直し
07 (財)長野県国民年金福祉協会	県関与は今後も行わない (出捐金の返還を要請)	県関与は今後も行わない (出捐金の返還を要請)
08 (株)長野協同データセンター	事業推進に対して積極的に支援	事業推進に対して積極的に支援
09 (社福)長野県社会福祉協議会	団体の自立的な運営	県関与の抜本的な縮減
10 (社福)長野県社会福祉事業団	県の人的関与を廃止し、財政的関 与のあり方を見直す	県の人的関与を廃止し、財政的関 与のあり方を見直す
11 (特)長野県職業能力開発協会	団体の自立的な運営を継続	県関与を縮減し、団体の自立的な 運営へ
12 (財)長野県生活衛生営業指導セン ター	運営経費の見直し	県関与の縮減
13 (財)長野県アイバンク・臓器移植推 進協会	事業推進に対して積極的に支援	事業推進に対して積極的に支援
14 (財)長野県健康づくり事業団	自立的な運営を継続	事業を見直して存続
15 (社)長野県地域包括医療協議会	団体のあり方について関係者と 協議	県関与事業の県直営化
16 (財)長野県文化振興事業団	県の人的関与の抜本的な縮減	県の人的関与の抜本的な縮減
17 (財)長野県廃棄物処理事業団	団体の廃止	存続
18 (財)長野県下水道公社	県関与の廃止	県関与の廃止
19 (財)長野県中小企業振興センター	必要な県関与の継続	県関与の抜本的な縮減
20 (財)長野県テクノ財団	事業推進に対して積極的に支援	県関与の廃止
21 (財)塩尻・木曾地域地場産業振興 センター	塩尻市主導の運営を継続	県関与の廃止 (株式会社化の検討を提案)
22 (財)飯伊地域地場産業振興センタ ー	飯田市主導の運営を継続	県関与の廃止
23 (特)長野県信用保証協会	現在の体制で事業の効率化を図 る	制度的な制約を解消した段階で長 野県農業信用基金協会と統合
24 (社)信州・長野県観光協会	団体の自立的な運営	民間主導の団体へ
25 (財)長野県農業開発公社	現在の体制で事業の効率化を図 る	(社)長野県農業担い手育成基金と 統合及び長野県農業会議と事務局 を統合 制度的な制約を解消した段階で長 野県農業会議と統合
26 (社)長野県原種センター	事業の効率化	県関与の縮減
27 (社)長野県畜産物価格安定基金協 会	他の畜産関係団体との統合を検討	他の畜産関係団体との統合を検討
28 (社)長野県農業担い手育成基金	現在の体制で事業の効率化を図 る	(財)長野県農業開発公社と統合
29 (社)長野県果実生産出荷安定基金 協会	県の人的関与は今後も行わない	県の人的関与は今後も行わない

長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(改訂版)

団 体 名	改革基本方針(改訂版)	(参考)平成16年策定の改革基本方針
30 (特)長野県農業信用基金協会	現在の体制で事業の効率化を図る	制度的な制約を解消した段階で長野県信用保証協会と統合
31 (特)長野県農業会議	現在の体制で事業の効率化を図る	(財)長野県農業開発公社と事務局を統合 制度的な制約を解消した段階で(財)長野県農業開発公社と統合
32 (社)長野県林業公社	経営改善の推進 (収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を引き続き実施し経営改善を図る。)	団体の廃止 (財務条件等を満たした時点において)
33 (社)長野県林業コンサルタント協会	自立的な運営の継続	県関与の廃止
34 (財)長野県林業用苗木安定基金協会	県関与は今後も行わない	県関与は今後も行わない
35 (財)長野県緑の基金	民間主導の団体として運営	県関与を廃止し、民間主導の団体へ
36 (財)長野県林業労働財団	存続	存続
37 (特)長野県道路公社	団体の廃止 (平成38年度、事業期限到来時)	団体の廃止 (財務条件等を満たした時点において)
38 (財)長野県建設技術センター	自立的な運営の継続	県関与の廃止
39 (特)長野県住宅供給公社	事業の縮小 (公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化)	事業の縮小 (制度改正後に改革基本方針を見直し)
40 (財)長野県建築住宅センター	県関与の廃止	県関与の廃止
41 (財)長野県体育協会	業務量に見合った効率的な業務の実施	県関与の抜本的な縮減
42 (社)長野県私立幼稚園協会 43 (社)長野県私立短期大学協会 44 (社)長野県私学振興協会	県の財政的関与の廃止	県関与事業の統合 県の財政的関与の廃止
45 (財)長野県暴力追放県民センター	必要な県関与の継続	県関与の廃止 (県警の改革による暴力追放体制の強化) (自発的意思に基づく広範な民間運動の推進)

(注) 県関与の廃止 = 県職員の常勤役職員としての派遣及び職務専念義務免除による従事の廃止、財政的援助(補助金等)の廃止。
なお、出資・出捐金がある限りは、県は非常勤の理事に就任するなど適切な程度及び方法で関与をする。

(参考) 今回の改訂で基本方針の対象から除外した団体

団 体 名	現 況 等	(参考)平成16年策定の改革基本方針
(財)長野県勤労者福祉事業団	団体廃止済み	団体の廃止
(財)長野県建設技能振興基金	団体廃止済み	団体の廃止(解散を提案)
(特)長野県漁業信用基金協会	団体廃止済み	団体の廃止(事業そのものの廃止)
(社)長野県生乳検査協会	団体廃止済み	県関与は今後も行わない
(財)長野県公園公社	団体廃止済み	団体の廃止
(財)長野県学生寮	団体廃止済み	団体の廃止(事業そのものの廃止)
(社)長野県高圧ガス保安公社	団体廃止済み	県関与の廃止
(社)長野県地域開発公団	団体廃止済み	団体の廃止
浅間高原観光開発(株)	民間に移譲済み	県関与の廃止
(財)信州医学振興会	外郭団体の定義から除外	県関与は今後も行わない (出捐金の返還を要請)

(2) 個別団体ごとの方針

01 (財)長野県消防協会	
改革方針	必要な県関与の継続
スケジュール	平成19年度から <ul style="list-style-type: none"> ・県の役割・責任を踏まえて、協会への県関与を継続。 ・今後の協会活動の内容について関係者と検討を進めていく。
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当協会は、昭和53年度に市町村消防団の集合体として設立された団体で、県下消防団の消防技術の向上、防火思想の高揚を統一的に図るべく県ポンプ操法大会を実施する等してきた。</p> <p>消防行政については、市町村が直接の実施主体である一方、県は、県と市町村、市町村相互間の連絡協調を図ることとされており(消防組織法第29条)地域の消防・防災業務の円滑な推進のため、県には担うべき役割がある。</p> <p>このことから、県は市町村とともに、防災思想を普及し消防活動の強化充実を図ることを目的に消防協会を設立したものであり、地域の安全を自主的に担う消防団の重要性に鑑み、消防団の一層の充実・強化及び活性化を念頭に、当協会と連携を図る形で、県として消防団への支援を継続する。</p> <p>なお、県が市町村とともに時代の流れに応じた消防団のあり方や消防協会の活動内容を常に見直しを行っていくことは必要であり、協会の役割を認めた上で改めて位置づけ直し、活動内容の検討を行っていく。</p>
改革実施による効果	
改革実施における留意点	

02 (特) 長野県土地開発公社	
改革方針	事業の縮小(機能は存続) (公社の機能・制度の活用が有利な事業に限定して実施し、プロパー職員ゼロの組織・人員体制とする。)
スケジュール	平成24年度末までにプロパー職員をゼロとし、運営コストを縮減する。
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当公社は、昭和48年に「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設置され、県の公共用地等先行取得事業を担ってきた。</p> <p>公共用地等先行取得事業は、県本体で行うこともできるが、公社は民間資金の活用が迅速にできるという機能があり、県が直営で行う場合よりも財源措置の選択肢が広がるというメリットがある。このため、柔軟・機動的な先行取得事業の運営を行うことを目的に公社を設置したものである。</p> <p>しかし、近年、公共事業の減少に伴い、県及び国からの委託を受けて実施している公共用地等先行取得事業の規模が縮小してきている。</p> <p>一方、公社では現在20人のプロパー職員を雇用しているが、事業規模と比較して職員数が多いことを主な原因として、平成12年度以降毎年度赤字を生じている状況にある。</p> <p>県は今後とも必要な公共事業は行っていく方針であり、国でもまた直轄事業の用地取得を公社に委託していきたいという意向が示されていることから、今後も円滑な事業執行を図るため、公社は、その機能・制度を活用することが有利な事業に限定して用地取得を行うこととする。</p> <p>あわせて、徹底した経営改善を行うこととし、事業量に応じた必要最小限の職員体制により運営コストの縮減を図る。具体的には、平成24年度末までにプロパー職員をゼロとし、事業量に応じて県からの条例派遣や公社OB職員を雇用することで必要な人員を配置する。今後、プロパー職員の新規採用は行わない。</p> <p>一方、県からの委託で、公社が取得造成した産業団地がその後の景気低迷や産業構造の変化等で分譲が進まず、公社が土地を長期保有している状況にある。この土地は、その取得及び処分に本来責任のある県において積極的に分譲を図り、早期に整理することとする。</p> <p>プロパー職員の処遇については、職員の持つ用地取得業務の専門的ノウハウの活用は、県にとって有効であるため、当該職員のうち、県職員への採用を希望する者を対象として選考審査を実施し、適当な者については、県職員に採用のうえ、用地取得業務に従事させる。また、県職員となることを希望しない職員については、公社及び県の協力のもと、再就職先の確保等に努める。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・民間資金の活用による財源措置の選択肢の維持 ・事業量に応じた必要最小限の職員体制により運営コストを縮減
改革実施における留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・産業団地の整理 ・プロパー職員の処遇

03 しなの鉄道(株)	
改革方針	事業推進に対して積極的に支援
スケジュール	引き続き事業推進に対して積極的に支援
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当社は、平成8年に設立され、平成9年から長野新幹線の開業に伴いJRから分離された篠ノ井～軽井沢間の旅客鉄道業を営んでいる。経営改革により様々な増収策や人件費などのコスト削減に努めてきたが、輸送人員の減少に歯止めがかからず、さらに、今後老朽化した車両や設備に対する投資も増加することから、平成19年6月1日にやむを得ず、12.5%の運賃値上げを実施した。</p> <p>しかし、現在も約7億円の負債を抱えており、経営は依然として厳しい。</p> <p>今後も、通勤、通学など地域の交通体系を存続させるため、しなの鉄道の安定的経営に向けて、引き続き支援していく必要がある。</p>
改革実施による効果	地域の交通手段の確保
改革実施における留意点	

04 松本空港ターミナルビル(株)	
改革方針	<p>県関与の見直し (筆頭株主として県が事業活性化の責任を果たしたうえで、将来的には県の関与を見直す)</p>
スケジュール	引き続き活性化事業の充実
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当社は、平成4年に設立され、空港ビル施設の賃貸業を営んでおり、黒字を維持して経営してきたものの、航空機利用者の減少傾向、平成19年10月以降、暫定的に札幌線が週4往復、福岡線が週3往復で運航されること等、経営を取り巻く状況は年々厳しさを増している。</p> <p>県では関係諸団体と連携を図り、平成19年6月に信州まつもと空港利用促進協議会で決定した活性化プログラムを着実に実施することにより、札幌線及び福岡線の復便、さらに各路線の復便の早期実現を目指して取り組んでいるところである。</p> <p>また、当社は、空港ビル施設内において、写真展、作品展、航空教室の開催などの活性化事業に取り組んできているが、経営基盤の安定に結びつくまでには至っていない。</p> <p>県は筆頭株主としての責任を踏まえ、経営改革に関与し、将来的には、ターミナルビルの経営基盤が安定し、健全経営の見通しがたった段階において、株式の第三者への譲渡等の見直しを行っていく。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の増加によるターミナルビルの経営基盤の安定 ・株式の第三者への譲渡による団体の自立
改革実施における留意点	

05 (財)長野県国際交流推進協会	
改革方針	民間主導の団体として運営
スケジュール	安定した団体運営を検討
団体の位置づけ ・改革の理由 と具体策	<p>当協会は、民間が主体となった県民レベルの多角的な国際交流活動の推進と県民の国際感覚の醸成を目的に平成元年に設立されたが、現在は外国籍県民の生活支援に活動がシフトしてきている。</p> <p>当協会は、平成15年度以降、事務局長に民間出身者を起用し、県の人的関与も16年度末をもって廃止、16年度から賛助会員の拡充や収益的な事業の実施を展開することにより、17年度末で県の人件費補助を廃止している。講座や翻訳などの事業収入は多少伸びているが、その他の事業は実績が伸びず、団体の運営が厳しい状況にある。</p> <p>近年、国際交流や国際協力の分野で民間団体の活動が活発になっている現状に鑑み、民間主導型の国際交流を推進するため、国際交流、国際協力、外国籍県民支援など国際化推進に関する県域の活動センターとしての拠点機能を強化していく必要がある。具体的には、当協会が現に唯一存在する県的規模の国際団体であることに着目し、県内の国際交流、国際協力等の民間団体やボランティア団体のネットワークを担う団体という位置づけを明確にする。</p> <p>さらに、民間主導の運営を安定的に継続していくため、協会が主体となって運営体制や事業内容を見直していく。</p>
改革実施による効果	・民間主導による安定的な団体運営
改革実施における留意点	

06 (財)長野県長寿社会開発センター	
改革方針	必要な県関与の継続
スケジュール	平成20年度から ・老人大学をセンター自主事業化(県はセンターに運営費の一部を補助) ・他団体との事務局統合を検討
団体の位置づけ ・改革の理由 と具体策	<p>当センターは、高齢者の社会参加と生きがい、健康づくりを総合的に進めるため、国のゴールドプランに基づく「明るい長寿社会づくり推進機構」として、平成元年に設立された団体である。</p> <p>シニアリーダー実践講座の運営、ねんりんピックへの取り組み、普及啓発事業等を行っている。また、独自の賛助会員制度を基礎とした奉仕活動支援事業を行っている。</p> <p>県から団体に実施を委託していた老人大学の開催事業は、平成18年度から県直営化されている。</p> <p>しかし、この結果、シニアリーダー実践講座、賛助会など引き続きセンターが実施している元気高齢者施策との連続性、一体性が失われ、事業への参加者が減少するなど、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進に支障が生じている。</p> <p>このため、老人大学の実施主体を県からセンターに移行して、元気高齢者施策を一元化し、シニアリーダー実践講座・賛助会事業等他の事業と同様、センターの自主事業とし、老人大学の「高齢者の社会参加の入り口」としての機能を高めるとともに、センターの自立性を高めながら、一体的に実施できるようにする。県は、センターに必要な運営費の一部を補助する。</p> <p>また、県派遣職員を縮減してきたため、事務局の体制が弱くなっていることから、事務局体制の整備を図るため、他団体との事務局統合を検討する。</p> <p>あわせて、高齢者施策の地域における中心的な実施主体は市町村であることから、市町村・市町村社会福祉協議会など関係機関との連携を深め、元気高齢者の活動の場づくりなどを積極的に進めていくことが必要である。</p>
改革実施による効果	・元気高齢者施策の総合的推進
改革実施における留意点	・市町村・市町村社会福祉協議会など関係機関との連携

07 (財)長野県国民年金福祉協会	
改革方針	県関与は今後も行わない (出捐金の返還を要請)
スケジュール	平成21年度まで ・国に対し出捐金の返還を要請
団体の位置づけ ・改革の理由 と具体策	<p>当協会は、国民年金制度の普及・啓発事業、小諸市及び阿智村にある国民年金健康保養センターの管理運営等を行っている。</p> <p>設立当時は、国からの機関委任事務として県が国民年金事業を行っていたため、県の出捐比率が48.3%(145万円)と出捐者の中で最も高くなっている。しかし、平成12年の地方分権一括法の施行により事業が国に移管されたため、現在では当協会に対する県の人的・財政的関与はない。</p> <p>現在の状況を踏まえると、本来国主導の団体であるため、当協会を廃止するなどして県に出捐金を返還するよう国に対して要請している。長野社会保険事務局からは、保養センターは平成21年度までに原則廃止され、協会もその時点で解散する旨の回答があることから、今後も出捐金の返還を要請していく。</p>
改革実施による効果	・団体運営の現状と団体への出捐状況との不整合の解消
改革実施における留意点	

08 (株)長野協同データセンター	
改革方針	事業推進に対して積極的に支援
スケジュール	積極的な支援を継続
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当センターは、障害者も健常者も共に生活し、働けるようにすべきとの理念に基づき、重度障害者の多数雇用モデル企業として、県も3割の出資を行って平成2年に設立され、情報処理業を営んでいる。</p> <p>過去の損益実績と現況から、現在の事業体制を継続するには、経営改善計画から売上高2億2千万円(損益分岐点)が必要となるため、受注・売上が厳しい状況の中、新規顧客・新規業務の開拓、及び生産性改善、コストダウンなど経費の削減に取り組んでいる。</p> <p>当センターが、営利企業として厳しい競争にさらされている中で、障害者の雇用を維持することは、他企業の模範となり、県全体の障害者雇用の増大につながる。このため、県として企業診断等の営業力強化等の経営改善のための支援や障害者民間活用委託訓練の利用、設立に関わった国、県、市の支援体制の確認などを行うとともに、県の障害者多数雇用事業者に対する優先発注制度の強化に努める。</p>
改革実施による効果	・障害者の社会参加の促進
改革実施における留意点	

09 (社福) 長野県社会福祉協議会	
改革方針	団体の自立的な運営
スケジュール	平成20年度から ・県職員と県社協職員との交換研修の検討
団体の位置づけ ・改革の理由 と具体策	<p>当協議会は、社会福祉法上「地域社会福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられた公共性・公益性の高い民間非営利団体であり、社会福祉事業に関する総合的企画・助成・相談、社会福祉活動への住民参加のための援助、社会福祉事業従事者の人材育成、市町村社会福祉協議会相互の連絡調整など、多岐にわたる事業を実施している。これらの事業には、国の制度によって実施主体として定められているものや、国庫補助事業も多く、当協議会は、法律等によって社会福祉に関する多様な公共施策の担い手となっている。</p> <p>このように、県からの出捐はないが、国庫補助事業を中心とした県からの補助・委託、人件費に対する補助など、県と密接な関係を持って活動してきている。</p> <p>当協議会は、様々な地域福祉の担い手と連携・協働しながら地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、多様化する県民ニーズに的確に対応するためには、常に事業の見直しが必要である。</p> <p>このため、県からの補助・委託については、法律等により求められている都道府県社協の果たすべき役割を踏まえ、事業の必要性を個別に検討し、公益性があり、実施主体に代替性がなく、かつ広域的である等、当協議会が担うべきと判断される事業について、補助・委託を行う。</p> <p>当協議会は、県行政と密接な関係にあるが、本来独立した団体であることから、当協議会の運営の自立化を阻害することがないよう、県職員の派遣は今後も行わない。</p> <p>県としては、社会福祉法に位置付けられた、地域福祉を推進するという県社協の役割の重要性を改めて認識し、県との役割分担を明確にしつつ、県との協働によって必要な機能を十分発揮できるよう、例えば県職員と県社協職員との交換研修及び県職員OBの活用といった取組みについて、検討する。</p>
改革実施による効果	・自立した団体運営
改革実施における留意点	

10 (社福) 長野県社会福祉事業団	
改革方針	県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す
スケジュール	<p>[本部事務局]</p> <p>平成 20 年度末まで ・ 県職員派遣の廃止</p> <p>[西駒郷]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度末まで ・ 県職員派遣の廃止 ・ 平成 25 年度から基本的に自立支援給付費のみの管理運営に移行 <p>ただし、次の 4 種類の経費については、県が負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活移行の推進に係る経費 ・ 重度の入所者に係る特別の経費 ・ 県有地及び県有施設の維持管理に係る経費 ・ 分散して施設が建設されていることに伴い、入所者数の減に比例して減らすことができない職員に係る経費
団体の位置づけ ・改革の理由 と具体策	<p>当事業団は、独自事業として知的障害者援護施設水内荘、知的障害者グループホームを運営しているほか、県西駒郷、県障害者福祉センターの指定管理者として当該施設の管理運営を行っている。</p> <p>当事業団については、団体運営の自立化を図るため、県職員の派遣による人的関与を段階的に廃止し、他の民間社会福祉法人と同様、基本的には自立支援給付費での運営に移行する。</p> <p>本部事務局については、従来の県準拠の給与体系から、民間社会福祉法人に準じた給与体系への移行、勤務評価制度・目標管理制度の本格実施や、長期的視点に立った経営計画の立案など、事業団改革を進める上で企画立案能力のある人材が必要なことから、平成 20 年度末まで県職員を派遣する。</p> <p>また、西駒郷については、職員給与の高さ、分散した建物の配置及び構造による職員数の削減の困難性、重度の利用者の処遇のための職員配置の必要性などから、平成 18 年 4 月導入の自立支援給付費による採算が困難な状況にあり、経営見通しが不透明となっていることから、平成 24 年度までは県が財政支援を継続し、平成 25 年度以降は、基本的に自立支援給付費のみの運営とする。</p> <p>県としては、自立支援給付費による運営に向けた当事業団自身の経営改善を支援していく。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県職員派遣の廃止及びプロパー職員のマネジメント層への登用による団体運営の自立化 ・ 民間類似団体との格差是正
改革実施における留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援給付費による運営に向けた経営改善 ・ 地域生活移行の進捗に応じた運営体制 ・ 県有施設と民間との格差是正

1 1 (特) 長野県職業能力開発協会	
改革方針	団体の自立的な運営を継続
スケジュール	自立的な運営を継続
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当協会は、職業能力開発促進法に基づき、県と密接な連携の下に職業能力の開発の促進を図ることを目的として設立された団体である。</p> <p>県からの出捐等はないが、技能検定をはじめとする事業の補助・委託、職員の派遣、人件費の補助など、県と密接な関係を持って活動している。</p> <p>県の財政的支援については、実施主体が限定されている技能検定の補助等必要最小限のものとするが、多様化する企業の人材ニーズや個人のキャリア形成ニーズを踏まえた職業能力開発に関する取り組みを充実強化するため、民間の主導的団体である当協会と役割分担をし、互いに知恵を出し、行動する中での連携・協働を進める。</p>
改革実施による効果	・団体運営の自立化
改革実施における留意点	

1 2 (財)長野県生活衛生営業指導センター	
改革方針	運営経費の見直し
スケジュール	不断の運営経費見直し
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当センターは、県民の日常生活に極めて深い関係のある理・美容業、飲食業等の生活衛生関係営業に関して、公衆衛生上の見地から経営の健全化等を通じて、その衛生水準の維持向上と利用者等の利益の擁護を図るため、生活衛生関係団体と県の出捐により昭和 56 年に設立された。</p> <p>当センターでは経営指導員の配置により、生活衛生業者に対する経営相談・指導を行うとともに、クリーニング師の研修、理・美容師に関する試験の受託実施等、当該営業に係る種々の事業を一括して行っている。</p> <p>事業の多くが法律等により当センターに限定されているが、利用者・消費者の利益の擁護に直接影響を与えない、生活衛生同業組合や事業者等が個々に実施することが適当と思われる事業については、県補助を行わないほか、運営経費の見直しを不断に行い、経費節減を図っていく。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県補助金の縮減 ・ 利用者の利便性向上
改革実施における留意点	

13 (財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会	
改革方針	事業推進に対して積極的に支援
スケジュール	普及啓発事業等に対する支援の継続
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当協会は、平成元年10月に(財)長野県腎バンクとして設立され、6年10月からは、アイバンク事業も併せて行う(財)長野県腎バンク・アイバンク協会に組織変更し、関係団体と協力をしながら献眼登録の呼びかけを行ってきた。10年4月からは、「臓器移植法」が施行されたことに伴い現在の名称に改められたもので、ライオンズクラブが過半数の出捐を行っている。関係団体と協力し、県内の角膜移植を含む臓器移植の普及啓発に大きな役割を果たしている。</p> <p>県としても、事業の社会的重要性に鑑み、職員自らが協会と共に汗をかくななど必要な支援を行っていく。</p>
改革実施による効果	・臓器移植の推進
改革実施における留意点	

1 4 (財)長野県健康づくり事業団	
改革方針	自立的な運営を継続
スケジュール	引き続き自立的な運営
団体の位置づけ ・改革の理由 と具体策	<p>当事業団は、県民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的に、平成 12 年 4 月、(財)結核予防会長野県支部と(財)長野県成人病予防協会が統合し設立された。</p> <p>約 50 台の各種検診車を有し、各種がん検診をはじめとする生活習慣病等の早期発見に必要な検診を市町村、事業所等から受託するとともに、健康づくりに関する知識の普及啓発事業を行い、自立的に運営されてきた。</p> <p>また、県が昭和 50 年に人間ドック及び健康相談等を目的として設置し、(社)長野県地域包括医療協議会に管理運営を委託してきた県総合健康センターが平成 16 年 3 月に廃止され、その業務が当事業団に委譲されたことから、センターが持っていた健康度測定や生活指導などの一次予防機能と当事業団が従来から担っていた二次予防機能(検診車による巡回検診)を連携させ、生活習慣病予防の総合的・多面的な実施が図られ、県民のさらなる健康増進に寄与できることとなった。</p> <p>今後とも自立的な運営を継続し、県民に対する生活習慣病予防の総合的・多面的な実施を図っていく。</p>
改革実施による効果	・県民に対する生活習慣病予防の総合的・多面的な実施
改革実施における留意点	

15 (社)長野県地域包括医療協議会	
改革方針	団体のあり方について関係者と協議
スケジュール	平成19年度から 協議会のあり方を関係団体と協議
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当協議会は、県下の医療関係団体、県及び市町村が連携して県民の健康増進を図るために設立され、県施設である二つの総合健康センターの管理運営を受託してきたが、県が平成15年度末をもって同センターを廃止したことから受託事業は終了し、また、平成16年度からは、地域の健康増進に関する県からの補助のあて先を当協議会の支部としたことから、本部は活動を休止している。</p> <p>当協議会には、18の協議会支部があり、松本サリン事件への対応等、各地域で実効ある活動をしているが、それぞれ当協議会の支部組織とされながら、独立している地区協議会としての性格が強い。</p> <p>このような状況にあることから、県は、県からの補助によらない団体の運営について、当協議会及び長野県医師会と協議していく。</p>
改革実施による効果	
改革実施における留意点	

16 (財)長野県文化振興事業団	
改革方針	県の人的関与の抜本的な縮減
スケジュール	平成23年度末まで ・県職員を部課長級職員を含め最小限派遣 平成24年度から ・県職員を事務局員及び学芸員等に限定し派遣
団体の位置づけ ・改革の理由 と具体策	<p>当事業団は、県立文化施設等の管理運営を主な業務とする公益法人として設立された。</p> <p>現在、県民文化会館、伊那文化会館、信濃美術館及び飯田創造館の指定管理者として施設の管理運営を行い、さらに埋蔵文化財の発掘、調査研究を実施している。</p> <p>文化会館の職員には、舞台制作業務の専門的ノウハウが培われており、美術館の職員には、芸術的専門性が蓄積されていることから、こうした人的資源及び公益法人の特性を引き続き生かし、県民の自立的な文化活動の需要に応える事業や関連の収益事業を企画展開する必要がある。</p> <p>当事業団は、県職員が幹部を占めていたが、自立的で効率的な経営を行うため、プロパー職員を管理職に登用して責任と創意工夫の発揮を促し、県職員派遣は学芸員等や事務局員に限定する。ただし、管理職を担う職員が育っていない状況の中で、平成18年度までに行われた県の人的関与の急激な縮減により運営に支障が生じているため、管理職を担うプロパー職員の育成期間を考慮し、平成23年度までは県職員(管理職)を派遣する。</p> <p>なお、県の文化振興施策における事業団の役割を明確に位置付け、文化施設における指定管理者制度の適用の今後のあり方を、別途県において検討する必要がある。その際、県が行う事業、委託により行う事業、指定管理業務として行う事業等を整理し、指定管理者制度との整合を図ったうえで、平成20年中に予定されている次回の指定管理者の募集に向けて必要な準備を行う。</p> <p>創造館は、地域の文化活動の拠点として相応しい管理主体のあり方について検討を行う。</p> <p>また、埋蔵文化財センターについては、現状どおり存続することとするが、県から派遣している教員については、今後の事業量の変動を勘案しながら教育現場に復帰させ、適宜民間事業者で業務を補っていくこととする。</p> <p>なお、県立歴史館と埋蔵文化財センターは、信州の歴史、文化、風土に関する調査・普及公開等を行う機関として共通する分野を有することから、相互の連携に努めるものとする。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパー職員の登用 ・団体の自立化 ・専門知識が豊富な人材の登用による柔軟な運営及びサービスの向上
改革実施における留意点	

17 (財)長野県廃棄物処理事業団	
改革方針	団体の廃止
スケジュール	平成19年度末を目途とした団体の廃止
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当事業団は、平成5年、県内の産業廃棄物最終処分場残余年数が著しく逼迫する中、モデル的な廃棄物処理施設を設置運営することを目的に、県、市町村、産業界が一体となって設立した。</p> <p>その後、阿智村において処分場用地を取得するなど、施設建設に向け取り組んできたが、社会の環境意識の高まりやリサイクルの進展等によって産業廃棄物最終処分量が激減し、また、民間による最終処分場の整備も進み、直ちに施設を整備する必要性が薄れてきた。</p> <p>県では、平成19年3月長野県廃棄物処理計画(第2期)を策定し、その中で公共関与による最終処分場整備に関する基本方針を次のとおりとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産業廃棄物の最終処分場の整備は、民間業者による処理体制の確保を基本とする。 2 最終処分場の残余年数が逼迫してきた際には公共関与による施設整備を行えるよう、準備を進める。 <p>この方針に基づき、県は事業団が保有している阿智処分場用地を、公共関与による施設整備が必要となった際の予定地として、取得し管理していくこととした。</p> <p>当事業団では、平成19年9月14日の理事会において、当分の間、施設整備を行う見込みがないことなどから、解散の方向で検討を進めることを確認した。さらに、同年12月7日の理事会で、阿智処分場用地等を県に無償譲渡すること、平成20年3月の解散を予定し、県に対して債務処理への協力を要請することを決定した。</p> <p>上記の経過及び理由により、今後、当事業団の廃止に向けて債務処理に関する課題の解決を図る。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体存続に必要な経費の削減
改革実施における留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務の処理 ・ プロパー職員の処遇 ・ 阿智処分場用地の適切な管理

18 (財)長野県下水道公社	
改革方針	県関与の廃止
スケジュール	<p>平成 23 年度末 公社プロパー職員の育成を進め、県職員派遣を廃止</p> <p>平成 24 年度 県流域下水道終末処理場のうち 1 つの処理場で、試行として発注及び評価・監視等下水道管理者の業務を県が行い、その他の業務については民間事業者が行う。</p> <p>平成 27 年度 全ての流域下水道終末処理場で本格的に実施</p>
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当公社は、県流域下水道終末処理場の維持管理業務並びに市町村の公共下水道管渠の工事設計・施工監理及び終末処理場の維持管理業務を実施している。</p> <p>終末処理場の維持管理業務については、民間委託業務に係る積算や運転操作の監督（運転操作については再委託）水質管理等下水道管理者である県や市町村が民間に任せられない業務を代行している。</p> <p>現在、公社の管理職ポストの多くを県派遣職員が占めているが、プロパー職員の登用を図り、団体としての自立性を高めていくことが必要である。</p> <p>このため、公社は「公社自立へのアクションプラン」に基づきプロパー職員の育成を進め、平成 23 年度末には県職員の派遣を廃止するなど公社のスリム化と自立化を図る。</p> <p>県流域下水道の維持管理については、下水道管理者の業務を行う者とその他の業務を行う者の役割を明確にし、民間事業者も参入可能な業務は民間事業者任せにいくことによって、民間活力のさらなる利用による効率性と維持管理費の削減を進めていく。当面、県から公社に業務を委託しながら、性能発注等の取組により民間事業者への再委託の範囲を拡大する。</p> <p>さらに、平成 24 年度から 1 つの流域下水道終末処理場における試行を経て、平成 27 年度からは全ての処理場において、県が直接民間事業者が発注し、その運転操作の評価・監視業務についても県が直接行う。</p> <p>以上の方針を具現化するため、県は公社に代わる流域下水道の管理体制を整備し、公社から県に技術移転を行う。</p> <p>一方、専門技術職員を単独で配置できない市町村の要請を踏まえ、今後とも公社は、市町村の下水道管渠の工事設計・施工監理、処理場の運転管理などの支援を継続していく。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロパー職員の管理職ポストへの登用 ・ 公社内における創意工夫の発揮と団体の自立 ・ 専門性を活かした県・市町村への支援の充実 ・ 流域下水道における民間活力のさらなる利用と維持管理費の削減
改革実施における留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流域下水道管理に従事している公社プロパー職員の処遇に配慮する。 ・ 流域下水道関連市町村の理解と協力を求める。 ・ WTO協定に基づく国際入札による地域経済への影響について配慮する。

19 (財)長野県中小企業振興センター	
改革方針	必要な県関与の継続
スケジュール	平成20年度から ・産業振興戦略プランにより増加する事業を実施するため県職員を派遣
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当センターは、中小企業者に対する経営相談助言、取引あっせん、販路開拓、経営革新、新事業展開など経営全般に関わる支援及び創業支援等を実施している団体である。</p> <p>以下の理由から県の関与を継続し、産業振興戦略プランにより増加する事業を実施するため必要な県職員を派遣する。</p> <p>(1) 県は、各種中小企業支援策を企画・予算化して中小企業向けに用意し、センターは、個別企業の経営状況に合わせて的確な支援策を助言したり自ら支援を実行している。</p> <p>国や関係機関、専門家とのネットワークを有効に活用しながら、県とセンターがその役割に応じて連携しながら支援を行っている。</p> <p>(2) 県では、平成19年3月、産業振興戦略プランを策定した。</p> <p>この中で、新たに「マーケティング支援センター機能」等をセンターに位置付けている。これによりセンターは、増加した新たな業務を実施するため、体制強化が必要となっている。</p> <p>(3) 県が策定した産業振興戦略プランでセンターに一定の役割を担わせる以上、県はセンターに積極的に関与して、プランの実現に取り組む責任がある。</p> <p>(4) 経済動向や国・県の施策の状況により変動する事業量に応じて、プロパー職員を増減することは難しく、その場合には、以下の理由から県商工関係職員を派遣して必要な職員を確保することが最も適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の商工関係職員は、本庁、地方事務所、試験研究機関等において、中小企業支援業務等を行っており、企業、国、大学等とのつながりもあることから、プロジェクトの企画、運営やセンター事務局の管理運営等に必要な知識・経験を有するとともに、派遣中に築かれた新たなネットワーク、経験は県に戻ってから活用される。
改革実施による効果	・センターが、産業振興戦略プランで新たに位置付けられた「マーケティング支援センター機能」等を担い、本県経済の振興につながる。
改革実施における留意点	

20 (財)長野県テクノ財団	
改革方針	事業推進に対して積極的に支援
スケジュール	引き続き県職員派遣及び人件費補助により支援を実施
団体の位置づけ ・改革の理由 と具体策	<p>当財団は、平成13年度にテクノハイランド構想が終了したことに伴い、(財)浅間テクノポリス開発機構と(財)長野県テクノハイランド開発機構が解散したことから、引き続き産学官連携による共同研究開発事業を進めるために設立され、様々な事業を積極的に推進してきている。</p> <p>長期的視点に立った産学官連携による産業振興の重要性及び県の施策との密接な連携確保等以下の観点から、県職員を派遣するとともに、その人件費を補助していく。</p> <p>(1) 県は、平成19年3月に産業振興戦略プランを策定し、県と財団が連携し、「信州型スーパークラスター」形成のために産学官連携を推進すること、また、「ナノテク・材料活用支援センター」を創設し、研究成果の普及を図っていくこととしている。また、平成19年6月に、平成19年から23年を事業期間とする第一期知的クラスター創成事業の採択が決定した。このため、当該事業に対応できるよう財団の事務局体制を充実し、プロジェクト企画・運営の強化を図ることが必要である。</p> <p>(2) 産学官連携による産業振興を図るためには、特定の大学、企業に偏らず広く産学連携を進める必要があり、産・学とともに公的立場の県が中心となって責任を果たすことが求められる。県が策定した産業振興戦略プランの中で、財団に一定の役割を担わせる以上、県には支援する責任がある。</p> <p>(3) 財団は、経済動向によって変動する基金運用の果実を事業費に当てていることからプロパー職員の採用を控え人件費の抑制を図っている。職員を確保するためには、民間企業、大学、市町村等から派遣してもらうことも選択肢となるが、民間企業や大学からの事務局職員の派遣は現実的には難しく、以下の理由から県から職員を派遣することが最も適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の商工系技術職員は、本庁、地方事務所、試験研究機関等において、商工振興関係の専門的業務を行っており、また、企業等とのつながりもあることから、プロジェクトの企画運営や財団事務局の管理運営に必要な知識・経験を有するとともに、派遣中に築かれた新たなネットワーク、経験は県に戻ってからも活用される。
改革実施による効果	・産学官それぞれによる主体的な関与
改革実施における留意点	・産業活性化施策の円滑かつ効果的な推進

2 1 (財) 塩尻・木曽地域地場産業振興センター	
改革方針	塩尻市主導の運営を継続
スケジュール	引き続き塩尻市主導の運営を継続
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当センターは、木曽地域における伝統地場産業の健全な育成及び発展を目的として、県、地元町村、地元商工団体等の出捐により、平成4年に設立され、塩尻市(旧檜川村)を主体として運営されている。</p> <p>今後、経営状況の改善を図る中で、公益法人としての事業内容の見直し、収益部門の株式会社化を含めた財団自体のあり方について検討を進めるよう、引き続き要請していく。</p>
改革実施による効果	・地域による主体的・自立的な運営
改革実施における留意点	

2 2 (財) 飯伊地域地場産業振興センター	
改革方針	飯田市主導の運営を継続
スケジュール	引き続き飯田市主導の運営を継続
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当センターは、飯伊地域における伝統ある地場産業の健全な育成及び発展を図るため、飯田市を中心に県も出捐を行って、昭和 58 年に設立され、飯田市を主体として運営されている。</p> <p>当センターの活動内容から、地域による主体的・自立的な団体運営が望ましい。</p>
改革実施による効果	・地域による主体的・自立的な運営
改革実施における留意点	

2 3 (特) 長野県信用保証協会	
改 革 方 針	現在の体制で事業の効率化を図る
スケジュール	随時実施
団体の位置づけ ・改革の理由 と具体策	<p>当協会は、中小企業者に対する金融の円滑化を図るため、昭和 24 年に社団法人として設立され、29 年には信用保証協会法に基づく認可を受けて特別法人となった。信用補完制度における信用保証業務を行っており、現下の経済環境の中では大きな役割を担っている。</p> <p>長野県農業信用基金協会も同様に信用保証業務を行っており、統合を検討したが、現行法の下では、中小の商工業者への貸付に対する保証は当協会が、農業者への貸付に対する保証は農業信用基金協会がそれぞれ行うこととされていること、関係する金融機関、制度の仕組みが異なること等から、それぞれの団体が現在の体制で事業の効率化を図る。</p>
改革実施による効果	事業の効率化
改革実施における留意点	

2 4 (社)信州・長野県観光協会	
改革方針	団体の自立的な運営
スケジュール	平成 19 年度から 県(観光部)との役割分担等の検討
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当協会は、平成 13 年に県の観光プロモーション(観光宣伝、観光情報提供)を行う団体と、市町村の観光施設の整備運営等を行う団体の統合により設立され、県は、基本財産の 80.4%に当たる 1 億円の出捐を行っている。</p> <p>当団体は、市町村・市町村の観光関連団体及び観光事業者等を会員とする観光関連団体であり、県との適切な役割分担のもと、観光立県「長野」の再興に向け取組みを進める。</p> <p>そのため、民間感覚を活かした事業展開ができるよう、会費などの自主財源を確保するとともに、効率的かつ自立的な組織体制を構築する。その取組み状況に応じ、県支出金のあり方を見直すとともに、職員の派遣等団体の運営に対する県の直接的関与を縮小する。</p>
改革実施による効果	・団体運営の自立化
改革実施における留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営に最適な組織体制 ・会費などの自主財源の確保

2 5 (財)長野県農業開発公社	
改革方針	現在の体制で事業の効率化を図る
スケジュール	随時実施
団体の位置づけ ・改革の理由 と具体策	<p>当公社は、農地流動化による農業経営基盤の強化を目的とする農地保有合理化事業(農地の買入れ、売渡、貸付)を実施するため県が全額出捐して設立した団体である。</p> <p>当団体の事業については、長野県農業担い手育成基金及び長野県農業会議の業務との関連が深いため、農業担い手育成基金との事務所のワンフロア化、農業会議との事務局統合により、認定農業者等の担い手育成支援や農地流動化の促進支援など農業構造政策関連業務を集約し業務の効率性の向上を図るとともに、農業者等へのワンストップサービスを提供していく。</p> <p>なお、業務内容が関連する長野県農業担い手育成基金と統合を検討したが、農地保有合理化法人である農業開発公社は、法令により県出資比率 50%以上が要件とされており、この要件を満たして団体を統合するためには、新たに 17 億円の県出資が必要となる。今後の法令改正等の動向に留意し、大きな負担なしに統合が可能な状況となった場合には、団体の統合に向けて関係者と調整する。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率化 ・関連業務のワンストップサービスの提供
改革実施における留意点	

26 (社)長野県原種センター	
改革方針	事業の効率化
スケジュール	引き続き事業の効率化を図る
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当センターは、主要農作物(水稲、麦、大豆)の種子生産、県の試験場で育成した品種の野菜、花、果樹等の種子・種苗の生産配布及び遺伝資源の収集保存を行っており、中でも主要農作物種子の生産配布の県内シェアは実質 100%近くを占めている。</p> <p>原種生産事業は、県の農業戦略上からも必要性が高いため、県は技術面での支援とともに主要農作物種子確保への助成を継続する。</p> <p>また、主要農作物種子確保以外の事業については、平成 16 年度から県の助成措置を廃止しており、今後とも団体の自立性を一層高めた事業運営を推進する。</p>
改革実施による効果	・県の助成措置の縮減による県の財政負担の軽減及び団体の自立性の向上
改革実施における留意点	

27 (社)長野県畜産物価格安定基金協会	
改革方針	他の畜産関係団体との統合を検討
スケジュール	他団体との統合を引き続き検討
団体の位置づけ ・改革の理由 と具体策	<p>当協会は、畜産物価格の低落により生じる生産者の損失を補填することを目的に設立され、肉用子牛、肉豚、鶏卵に対する価格差補填を実施している。</p> <p>国からの肉用子牛生産者への価格補填金の交付先として指定を受けていることから、他の団体に代替することはできず、また県から団体への支出は、価格差補填のための基金造成に係るもののみで、団体の運営費に対する助成は行っていないため、今後も自立した運営を継続する。また、畜産農家が減少傾向であることから、さらに効率的な組織運営を図るため、業務に関連のある他の畜産関係団体との統合について、実質的な検討を促す。</p>
改革実施による効果	・関連業務のある他の団体との統合による業務の効率性の向上
改革実施における留意点	

28 (社)長野県農業担い手育成基金	
改革方針	現在の体制で事業の効率化を図る
スケジュール	随時実施
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当基金は、農業の担い手を確保育成するため、新規就農者、青年農業者に対し就農支援資金の貸付、就農準備の助成を行っている。</p> <p>本県の農業・農村の維持発展のうえで農業の担い手育成はその重要性が増していることから、より効果的な担い手育成施策の推進を図るため、事業に関連性のある長野県農業開発公社と事務所のワンフロア化を実施している。</p> <p>団体の担い手育成支援活動は、基金運用果実により実施しているが、現在の低金利の状況では今後十分な助成事業を実施できないことから、基金の運営を見直しつつ、国庫補助事業も活用し事業の充実を図る。</p> <p>また、県は1ターン者等の積極的な受入れなど新規就農者の確保に取り組んでおり、団体を実施する就農支援資金貸付事業については、新規就農者の就農準備の資金面での支援策としてその活用を推進していく。</p> <p>なお、業務内容が関連する長野県農業開発公社と統合を検討したが、農地保有合理化法人である農業開発公社は、法令により県出資比率50%以上が要件とされており、この要件を満たして団体を統合するためには、新たに17億円の県出資が必要となる。今後の法令改正等の動向に留意し、大きな負担なしに統合が可能な状況となった場合には、団体の統合に向けて関係者と調整する。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率化 ・関連業務のワンストップサービスの提供
改革実施における留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・基金の活用による事業の充実

29 (社)長野県果実生産出荷安定基金協会	
改革方針	県の人的関与は今後も行わない
スケジュール	
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当協会は、果実の安定的な生産出荷の推進、果樹農業者の経営安定等を図るため、果樹の担い手等が行う優良品目・品種への転換等に対する支援、計画生産出荷の指導を実施している。</p> <p>国からの補填金の交付先の要件を満たす法人は当協会のみであるため、今後も当協会が事業を継続する必要がある。</p> <p>果実の計画的な生産出荷を指導するうえで、多くの生産者の出荷を扱う全農長野県本部との連携が必要であることから、現在、全農長野県本部職員の兼務により事務局が運営されている。</p> <p>県から運営に対する助成は行われていないため、自立的な運営を継続する。</p>
改革実施による効果	・県関与の必要性のない自立した運営の継続
改革実施における留意点	

30 (特) 長野県農業信用基金協会	
改革方針	現在の体制で事業の効率化を図る
スケジュール	随時実施
団体の位置づけ ・改革の理由 と具体策	<p>当協会は、農業協同組合その他の金融機関の農業者への貸付の債務保証を行っている。</p> <p>農業者への信用保証は、現在のところ民間対応が困難であり事業実績もあることから今後も継続して事業を実施する。</p> <p>長野県信用保証協会も同様に信用保証業務を行っており、統合を検討したが、現行法の下では、農業者への貸付に対する保証は当協会が、中小の商工業者への貸付に対する保証は信用保証協会がそれぞれ行っていること、関係する金融機関、制度の仕組みが異なること等から、それぞれの団体が現在の体制で事業の効率化を図る。</p>
改革実施による効果	事業の効率化
改革実施における留意点	

3 1 (特)長野県農業会議	
改革方針	現在の体制で事業の効率化を図る
スケジュール	随時実施
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当会議は、農業委員会等に関する法律に基づく特別法人であり、農地法等における知事の諮問機関として位置づけられているとともに、農業者の代表機関として農業者の意見の集約や公表、行政庁などへの建議や要望、担い手への農地の利用集積、農業経営者の育成、法人化の推進など農業経営発展のための活動を展開している。</p> <p>農地法等に基づく法定業務や、農業委員会への活動支援など、農業構造政策推進上重要な役割を担っていることから、任意業務は農業委員会活動への支援事業を中心とし、今後も存続して事業を継続する。</p> <p>担い手への農地の利用集積においては、長野県農業開発公社との業務の関連性が高いため、両団体の連携強化により業務の効率性と農業者へのサービスの向上が図れることから、事務局を統合している。</p> <p>農業委員会等に関する法律によって両団体そのものの統合はできないことから、現在の体制で事業の効率化を図る。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率化 ・関連業務のワンストップサービスの提供
改革実施における留意点	

3 2 (社)長野県林業公社	
改革方針	経営改善の推進 (収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を引き続き実施し経営改善を図る。)
スケジュール	平成 19 年度中に、累積債務軽減のための抜本的な経営改善計画(年次計画)を策定
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当公社は、高齢化や資金不足の状況にある森林所有者に代わって植林や育林を行い、伐採時に収益を分配しあう分収林事業を行っている。</p> <p>この分収林事業は、契約終了時までの間は、伐採収入が得られず、県及び農林漁業金融公庫からの借入金を主な財源としており、財務面の問題がある。また、現状の木材価格から想定すると、当初予定していた木材販売収入が見込めない可能性が高く、極めて厳しい経営状況にある。</p> <p>林業公社の問題は、全国的な課題であり、国(林野庁)が公社支援のための対策(補助金、交付金)を講じていることから、国の支援を受けながら経営改善を図ることが有利である。</p> <p>このため、県と公社とが連携し、次の徹底した経営改善を進めていく。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成 19 年度中に、累積債務軽減のための抜本的な経営改善計画(年次計画)を策定し、毎年度、実行、評価、検証を行う。 (2) 所有者との間の契約変更(分収率の見直し)を集中的に進める。 (3) 食害等のため今後の成長によっても十分な価格での売却が見込めない森林について、契約解除、繰上げ償還等によってコスト削減を図る。 (4) 収入間伐を積極的に行う。 (5) 他の類似団体との管理部門の統合等を検討する。 (6) 分収林の新規事業は行わない。 (7) 分収林を調査・評価し、管理の継続、契約解除等の今後の管理方法を検討・決定すること。 (8) 公社が有している森林管理機能を活用し、公社として社会に貢献できる仕組みを検討すること。 <p>なお、林業公社の経営改善の課題を抱える他県とも連携して、分収林制度が抱える問題の抜本的な解決に向け、国に対して提言をしていく。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・債務の拡大防止 ・経営改善による財務状況の改善
改革実施における留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・分収林制度が抱える課題の抜本的解決 ・所有者との分収割合の変更 ・伐採後の森林整備

3 3 (社)長野県林業コンサルタント協会	
改革方針	自立的な運営の継続
スケジュール	平成 20 年度中 ・ 県出資比率の引き下げ
団体の位置づけ ・改革の理由 と具体策	<p>当協会は、森林土木事業の調査、測量、設計について、県及び市町村から受託して事業を行っているが、これらの事業については民間でも参入可能であり、県では平成 15 年度より、これまで当協会に委託していた全ての事業について競争入札を導入している。</p> <p>また、専門技術者を単独で配置することができない小規模市町村は、民間委託が可能な調査、測量、設計のみならず、積算、監督業務まで含めて当協会に委託し、さらに、災害復旧についても当協会に大きく依存してきた。</p> <p>市町村等会員とのこうした緊密な関係から、その関係を明確にするため会員からの出資を募集しており、県出資比率が引き下げられる見込みとなっている。今後は、県出資比率が低い自立的に運営できる団体として運営していく。</p>
改革実施による効果	・ 県事業発注に当たって民間企業との公平性と入札の透明性が確保
改革実施における留意点	

3 4 (財)長野県林業用苗木安定基金協会	
改 革 方 針	県関与は今後も行わない
スケジュール	
団体の位置づけ ・改革の理由 と具体策	<p>当協会は、造林用優良苗木の計画的な生産と需給の安定を図るために設立され、林業用苗木で残苗が発生した場合の補償などを行っている。事業の必要性は高い。また県山林種苗協同組合(県苗組)の職員が兼務で従事することで、県の人的・財政的関与なしに運営されている。今後とも県からの補助金や県職員の派遣なく、自立した運営を維持する。</p>
改 革 実 施 に よ る 効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・自立した運営の継続
改 革 実 施 に お け る 留 意 点	

3 5 (財)長野県緑の基金	
改革方針	民間主導の団体として運営
スケジュール	引き続き民間主導の団体として運営
団体の位置づけ ・改革の理由 と具体策	<p>当基金は、緑化思想の高揚と緑化事業の推進を図り、緑豊かな県土づくりに寄与することを目的に設立され、これまで、県民各層から寄せられた基本財産寄付や緑の募金寄付により、「県民総参加による森林づくり」を目指して様々な事業を展開してきた。</p> <p>このような事業は、民間の自発的意志によることが望ましい。県は、県の緑化推進に係る方針に沿った事業が実施されるよう当該団体と協働して緑化に取り組むが、自発的に緑豊かな県土をつくろうという意欲を持った方々による自主的な組織として運営され、募金のあり方も県民の自発性に基づくものとなるよう、団体の運営には関与しないこととする。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・自発的に取り組もうとする方々による企画・運営 ・真の自発性に基づく募金
改革実施における留意点	

36 (財)長野県林業労働財団	
改革方針	存続
スケジュール	引き続き事業を存続
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当財団は、もともと林業従事者の退職金を扱う団体としてスタートし、平成6年に林業従事者の育成・確保の事業を行うため改組された。</p> <p>林業従事者の減少と高齢化傾向により担い手の確保が危惧されている状況の中で、林業従事者の育成確保及び福祉の向上に関する事業を実施しており、引き続き事業を存続していく。</p>
改革実施による効果	・林業従事者の育成確保に係る事業の継続
改革実施における留意点	

37 (特)長野県道路公社	
改革方針	団体の廃止 (平成38年度、事業期限到来時)
スケジュール	有料道路建設時に路線ごとに定められた事業期限(最終は平成38年度)まで、道路利用者に受益者負担を求めるため料金徴収を継続し、全ての路線の事業期限の到来をもって料金徴収を終了する。
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当公社は、有料道路の建設及び管理のため、地方道路公社法に基づき昭和47年に設立された特別法人で、これまでに7路線8区間を建設し、遅れていた道路網の整備促進に一定の役割を果たしてきた。</p> <p>現在当公社では、6路線7区間を管理しているが、採算性の高い新たな路線の建設が見込めないことなどから、今後新規路線の建設は行わないこととする。</p> <p>当公社の維持管理する路線については、税金で順次整備する路線の優先順位と異なる観点から有料道路として建設したという原点に立ち返って、建設時に路線ごとに定められた事業期限(最終は平成38年度)まで、道路利用者に受益者負担を求めるため料金徴収を継続し、全ての路線の事業期限の到来をもって料金徴収を終了する。</p> <p>なお、各区間の地元住民を中心に、経済波及効果を重視して、できる限り早期に無料開放を行うべきとする意見がある。しかし、平成26年度末で無料開放した場合には、公社への県出資金が県に返還されず、維持管理費も県費負担となるという県財政へのデメリットがある。このデメリットと比較したときに、経済波及効果は、大きなものとは言えず、また、県民全体にとってのメリットにもならないことから、早期の全路線無料開放は行わない。</p> <p>なお、公社廃止までの間、効率的な維持管理に努めるとともに、利用増加等を図るものとする。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・新規路線の建設停止による債務の拡大防止 ・財務状態の改善 ・利用者の増加 ・有料道路を迂回する車両による沿道環境の悪化防止
改革実施における留意点	

38 (財)長野県建設技術センター	
改革方針	自立的な運営の継続
スケジュール	引き続き自立的な運営の継続
団体の位置づけ ・改革の理由 と具体策	<p>当センターは、県及び市町村の行う公共工事の積算、施工監理等の受託、公共工事等に使用する建設材料試験などを実施してきたが、民間が対等な参加機会の保証を求めている事業分野については、民間事業者への委託にそぐわない積算業務などの発注者補完業務を除いて、民間事業者への発注を進め、民間事業者が参入しやすい環境を創出していく。</p> <p>なお、建設材料試験や市町村への積算システムの供与などの事業は、中立性や市町村補完の観点から引き続き当センターが実施する。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者の参入機会拡大 ・団体の自立的な運営
改革実施における留意点	

39 (特) 長野県住宅供給公社	
改革方針	事業の縮小 (公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化)
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度から 分譲事業は、既存団地の処分に限定 ・平成 20 年度から 公営住宅の管理対象地域、市町村を拡大し、受託機関として県・市町村の支援業務に特化
団体の位置づけ ・改革の理由 と具体策	<p>当公社は、地方住宅供給公社法に基づき、住宅の不足が著しい地域における住宅供給を目的に設立された。</p> <p>現在、住宅供給戸数は量的には本県の世帯数を満たしており、また、公社の行う事業の相当部分は、分譲住宅事業等の民間事業者によっても実施可能な事業が占めているなど、民業圧迫との指摘がある。また、良質な住宅供給の充実の面においても、公社が供給の担い手である必然性はなくなってきている。</p> <p>平成 17 年 6 月に改正された現行の地方住宅供給公社法では、設立団体の議会の議決を経て公社が自主解散することができる規定が新設されている。しかし、同法では、債務保証契約・損失補償契約などによる公社債務の清算方法が規定されていないため、合計約 300 億円の債務保証契約等を有する当公社は、この引継ぎ先の確保ができない限り、実質的に解散はできない。</p> <p>一方、平成 17 年 6 月に改正された公営住宅法では、住宅供給公社は県営住宅と市町村営住宅を一体的に管理することができる機関に位置付けられた。</p> <p>この機能は、公社職員がみなし公務員であることなどから、市町村以外では公社のみに与えられたものである。公営住宅を利用する県民に対するサービス向上の観点からこの機能の活用や指定管理者制度により、当公社を公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化することが有効と考えられる。</p> <p>当公社はこれまで健全な経営を行ってきており、今後も将来にわたって新たに県民負担が生じないように引き続き健全経営を維持しつつ、事業を縮小していく必要がある。</p> <p>このため、公社は、公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務への特化を進める中で、分譲事業を廃止し、事業を縮小していくこととする。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・分譲事業からの撤退による民間の事業実施機会の拡大 ・公営住宅窓口の一元化による県民サービスの向上
改革実施における留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・県内公営住宅の一元的管理に向けた効率的な管理手法の検討

40 (財)長野県建築住宅センター	
改革方針	県関与の廃止
スケジュール	平成20年度末 構造計算適合性判定業務に対応している県職員の派遣を廃止
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当センターは、建築物等の安全対策、住宅の品質確保の推進のため、建築物等の確認検査や定期報告業務を実施している。</p> <p>県が行政事務の民間開放の一環として団体に移行してきた確認検査業務など、他の民間機関の参入可能な業務があることから、参入条件を平等にするべく段階的に県職員の派遣及び運営費補助を縮小し、平成17年度末で県職員派遣及び運営費補助を廃止した。</p> <p>しかし、平成19年6月耐震強度偽装事件の再発を防止するための建築基準法改正により、知事又は知事が指定する者が構造計算適合性判定を行うこととされた。</p> <p>県内では、当該判定業務に携わる有資格者が少なく、民間で業務を行える見込みがないことから、県では、公益法人であるセンターを判定機関に指定して当該業務を委託している。</p> <p>これに伴いセンターでは、判定を行う有資格者を非常勤職員として確保したが、制度発足に伴う円滑な業務執行を進めるため、判定業務を技術的に補助する構造計算を専門とする県職員を平成19年度から改めて派遣している。</p> <p>センターでは、構造計算適合性判定業務の状況を見ながら、平成20年度において専門的な知識や経験を有する1級建築士の職員を確保し、県職員から業務を引き継ぎながら職員の育成に当たる予定である。</p> <p>このため、平成20年度までの2年間、県職員の派遣を行うものとする。</p>
改革実施による効果	・団体への県関与の廃止による確認検査業務等における他の主体との参入条件の平等化
改革実施における留意点	

4 1 (財)長野県体育協会	
改革方針	業務量に見合った効率的な業務の実施
スケジュール	引き続き業務量に見合った効率的な業務の実施
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当協会は、県内各競技団体、郡市体育協会等の加盟団体により設置され、県との連携により県民の体力向上、競技力向上等のスポーツ振興事業を行っている。</p> <p>事務事業の見直しを行い、当面、国体、スポーツ少年団関係の業務や(財)日本体育協会の補助・委託事業などを中心とした事業を実施する。競技スポーツの振興とともに、ともすればアスリート志向傾向であったものから、県民がそれぞれのライフステージに応じて、より日常的にスポーツに親しむことができるような生涯スポーツの振興等、今後果たすべき役割及びより自立した運営について、県として当協会と共に検討する。</p>
改革実施による効果	業務量に見合った効率的な業務の実施
改革実施における留意点	・生涯を通して参加できる県民のスポーツ振興

4 2	(社)長野県私立幼稚園協会
4 3	(社)長野県私立短期大学協会
4 4	(社)長野県私学振興協会
改革方針	県の財政的関与の廃止
スケジュール	引き続き3団体の貸し付け事業を統合して実施
団体の位置づけ ・改革の理由 と具体策	<p>私学関係3団体は、私学教育の振興と会員相互の連携を目的に設立された。</p> <p>各団体とも主として会員に対する教育環境向上のための貸付事業を実施していることから、平成17年に貸付事業を統合し、各団体の資金を融通することにより、効率的な資金活用を行っている。</p> <p>今後も、引き続き3団体の貸し付け事業を統合して実施し、団体の自律した事業運営を確保する。</p>
改革実施による効果	・団体の自立した事業運営の確保
改革実施における留意点	

4 5 (財)長野県暴力追放県民センター	
改革方針	必要な県関与の継続
スケジュール	平成 19 年度から 活動に支障を生じないよう財政支援を実施
団体の位置づけ ・改革の理由 と具体策	<p>当センターは、県民の暴力追放意識を高揚し、官民一体となって暴力追放活動を推進することを目的に平成 3 年に設立され、広報啓発活動や暴力相談事業などを行っている。</p> <p>県内暴力団情勢が著しく変化し、また、暴力団の資金源活動が伝統的資金源に加えて企業対象暴力や行政対象暴力に発展して来ている中で、センターが担う役割は益々重要となっている。</p> <p>こうした状況の中で、警察ではなくセンターでなければ相談しようとする者の行き場としての役割を果たせないケースとして、以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者の中には、自らに何らかの非がある場合もあり、どれほど警察が窓口を開いても、相談をためらうことがある。 ・暴力団の構成員から抜けたいと考える者に対して、直接警察が支援を行うことは、捜査上の支障を生じることがある。 <p>また、センターの役割は、直接行っている相談等の業務だけでなく、長野県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターなどセンターの構成団体や、賛助会員である長野県公共料金等暴力対策協議会などの団体、企業といった民間での幅広い暴力追放運動を進めて行く際の推進母体としての役割を担っている。</p> <p>上記のようにセンターには公的な役割が認められること、市町村や企業等の参加を得て公的な事業を行っていることから、それに対する県の責任を考慮し、センター賛助会員の募集による活動資金の確保に加えて、県としても必要な支援をしていく。</p>
改革実施による効果	・センターの活動による暴力追放活動の維持
改革実施における留意点	

5. 改革実施にあたっての留意点

(1) 着実な改革の推進及び的確な評価と不断の見直しのための仕組み作り

県の行政、外郭団体の運営に関係する様々な状況は、常に変化しています。それぞれの外郭団体は、設立時には必要性があって設立され、事業を実施してきていますが、こうした環境変化に対応できずに、必要性が薄くなった事業を続けているのではないかという県民の不信感があることも事実です。こうした声に応えていくためにも、外郭団体の見直しは、今回で終了するというのではなく、今後も不断に継続していくことが必要です。

現時点で、それぞれの団体がどのような目的、存在意義を持っているのか、どういった事業を実施し、どのような成果をあげているかを団体自ら及び県が定期的に評価する仕組みを構築します。評価に当たっては、団体そのものの存在意義に遡って根本からの見直しを行うこととします。

県出資等外郭団体評価制度の概要

1 団体による自己評価

県は、改革基本方針の対象となっている外郭団体に対して、毎年決算終了後2月以内に自ら以下の項目について評価し、県に報告するよう要請します。

- ・団体の目的・使命
- ・事業の実施状況・成果
- ・目的の達成状況
- ・基本方針の進捗状況
- ・今後の事業執行上の課題

2 県による評価

県は、上記1の報告を受けて、毎年8月末までに県としての評価を付して公表します。その際、NPO等の他の主体が担うことも可能な業務については、そうした主体の参入を促進する観点から講じるべき措置についても検討します。

評価の結果、基本方針を見直す必要があると判断したときは、見直しを検討すべきことを併せて公表します。

3 基本方針の見直し

県は、上記2の評価の結果、基本方針を見直すときは、当該団体その他の関係者の意見を徴したうえで見直し案を策定し、パブリックコメントを経て毎年おおむね11月末までに見直しを決定します。

(2) 経営改善のために検討すべき事項

それぞれの外郭団体については、今後も、不断の経営改善が必要です。具体的な経営改善のための取り組みに今後取り掛かっていくにあたり検討すべき事項を、以下に列挙します。それぞれの団体で、主体的に取り組みられていくことを期待するとともに、県としても支援してまいります。

人事

複数団体での一括採用

団体間の人事交流
給与等庶務の一元化
統一研修
能力給の導入等、給与体系の改革
プロパー職員の管理職への登用
トップの民間からの抜擢
公正・効率的な運営の確保
監査の充実(従来の県の副出納長などによるあて職での監査の限界)
外部監査(公認会計士など)
成果に係るベンチマークの作成と積極的な県民への説明
ホームページの作成・改良による県民への情報公開
内部統制・牽制にかかる統一マニュアルの整備
情報
団体の情報のネットワーク化

(3) 適切な手法、程度による県の関与の実施

団体が独立した法人としてその特徴を生かしながら事業を行っていくには、県が過度に関与することは避けるべきであり、職員派遣などの支援は必要な範囲に留めます。

ただし、県の出資比率が高い、あるいは広域的な機能を担っている団体と県とが連携して事業を行っていくことが求められる場合などには、出資者として、また当該団体の設立を主導した者として県の責任を果たしていくため、適切な手法、程度で関与を行っていきます。

(4) 指定管理者制度に対する県の考え方の再整理

県は、地方自治法の改正を受け、公の施設の管理運営について、平成17年度からそれまでの管理委託制度に代えて指定管理者制度を導入しています。この結果、それまで管理委託先となっていた外郭団体とは異なる民間事業者が管理運営を委ねている施設もあります。指定管理者は、基本的には公募によって選ばれており、期間の経過によって交替する可能性があります。

公の施設を管理運営することは、当該施設で行われる公的事業の実施を含め、公的施設の運営という県行政の一端を担うことでもあります。これまで、県では、一定期間ごとに指定管理者が交替する可能性のある中で、当該施設において実施される事業の企画立案なども含め、どこまでを県が実施し、どこまでを公募で選定した団体に委ねるのかについて十分な検討をしていない面がありました。

指定管理者が管理している施設について、制度導入の結果を検証し、県としてどのような範囲の業務をどのように指定管理者に担わせることが適当なのかを改めて整理した上で、平成21年度からの次の指定管理者の指定に当たります。

また、個々の団体の方針でも述べていますが、株式会社等の営利法人を含めた民間の事業者と同列の立場に立って指定管理者の公募に応募することとなる外郭団体については、できる限り早期に、当該団体の運営に対して、県が直接的に関与することを

廃止していきます。

(5) 公益法人制度改革への対応

公益法人制度は、平成 20 年 12 月までに施行される予定の公益法人改革関連法によって大きく変化します。

外郭団体の多くは、現在、財団法人又は社団法人であることから、移行期間である法施行から 5 年の間に公益財団法人・公益社団法人に移行するか、一般財団法人・一般社団法人となるかを選択しなければなりません。現在の活動内容が、主として県の施設の管理や県からの受託事業である財団法人又は社団法人は、そのままでは、税制上の優遇措置等がある公益財団法人・公益社団法人に移行することが困難であると見込まれます。どちらの種類の法人に移行するにせよ、その活動内容、組織のあり方等を早急に検討し、移行期限までに業務内容の見直し等を実施していくことが必要です。県は、団体とともに、必要な対応を進めていき、状況によっては、改めて基本方針も再検討します。

(6) プロパー職員の処遇

県は、外郭団体のプロパー職員の雇用問題について、県の関与度に応じた責任を有しています。

特に、出資比率が高く県の主導の下に運営されてきた団体や、県からの委託業務を主に実施してきた団体については、実質的には使用者に相当する立場の者として、その責任を果たしていくことが必要です。

また、民間企業等が参入できる業務を行っている団体については、将来的には、プロパー職員の雇用の問題が生じる可能性があります。このような団体についても、県の関与の度合いに応じて、必要な時期に適切な支援策を講じていくこととします。

改革の実施にあたって発生するプロパー職員の雇用に関する具体的な対応については、「外郭団体職員の雇用問題に係る県の基本的な考え方について(骨子)」に基づき、個別団体ごとの具体策を実行に移していくこととします。

なお外郭団体のプロパー職員の方を県職員として採用選考する場合には、その必要性について県民の理解を得るよう努めることはもとより、平成 19 年 3 月に策定した行財政改革プランに基づいて県職員数全体の縮減に取り組む中で、採用可能な範囲に限定することにより、県民負担が増加することのないよう配慮します。

外郭団体職員の雇用問題に係る県の基本的な考え方について(骨子)

1 基本認識

県は、これまで外郭団体の設立や運営に関与してきており、外郭団体は、独立した経営体でありながら県と一体的に或いは県の補完的役割を果たす中で事業を展開してきました。

このため、外郭団体の中には、県の関与が団体運営に大きく影響しているものもあり、県は、その関与度に応じた責任を有しています。

県では、県民益の極大化という観点から外郭団体の見直しを行っており、この見直しにより生じることとなる外郭団体職員の雇用問題の解決に当たっては、県と外郭団体は協調して積極的にその解決に向けて対応する必要があります。

2 外郭団体の対応

職員の処遇については、外郭団体自らが具体的な対応を決定し的確に実施していく必要があります。

職員の解雇に伴う再就職支援措置の実施

- ・ 他の就業先の斡旋
- ・ 職員に対する転職のための自己啓発の実施・支援

職員の解雇回避措置の実施

- ・ 希望退職制度の創設
- ・ 給与規程等の見直しによる人件費の抑制
- ・ 新規採用の中止による中長期的な雇用調整

3 県の対応

以下につき、県民の理解が得られる支援策を実施します。

外郭団体への情報提供等

- ・ 外郭団体が行う職員の再就職支援活動に伴う連絡調整
- ・ 他の外郭団体の職員募集、県職員等の採用試験の周知

県職員への採用選考

- ・ 県の行政機能を発揮するうえで必要な特定の知識・経験・技術を有する職員の採用（廃止となる外郭団体から県へ事業が移管されるなど、外郭団体職員のノウハウが必要となる場合）

外郭団体の人件費に対する財政的支援

- ・ 県の現状の関与度に応じた退職金等の支援

(7) 市町村、関係団体との協調の必要性

県の外郭団体は、県行政の一端を担う存在であると同時に、県内市町村から業務を受託していたり、県及び市町村の双方に関係する分野の行政に役割を果たしている団体もあります。

例えば、下水道公社は、県が管理責任を有する流域下水道の管理を行っていると同時に、市町村が管理者である公共下水道についても、市町村からの委託により一定の管理業務を行っています。また、消防協会は、消防行政について第一義的に責任を有する市町村とともに、県としても消防行政に一定の役割と責任を有するところから、市町村と共同で団体を設立したものです。

さらに、テクノ財団、暴力追放県民センター等のように、市町村だけでなく、民間企業、団体等の各種関係者と共同で団体を設立し、運営している団体もあります。

これらの団体については、県が、広域行政を所管する立場であること、多くの場合には最大の出資者であることから、自ら主導して団体の改革を進めて行くことが必要です。しかし、同時に市町村や関係団体の十分な理解と協力を得ながらでなければ、実質的に改革を進めることは困難なことから、関係者との協調関係を構築し、改革を進めていくよう努めます。